

第 1 回吹田市立やすらぎ苑指定管理者候補者 選定委員会議事録

平成 29 年 7 月 31 日 (月)

13 : 00 ~ 14 : 25

中層棟 4 階 第 3 委員会室

<出席委員>

- 田中 晴美 接遇マナー・人材育成講師 (専門的知識又は経験有する者)
- 橋本 博 H&H 中小企業診断士事務所 (中小企業診断士)
- 上澤 行成 大阪府健康医療部環境衛生課課長補佐 (専門的知識又は経験有する者)
- 引地 健児 引地会計事務所 (公認会計士)
- 中野 勝 吹田市環境部長 (吹田市)

※委員 5 名中 5 名の出席により、吹田市立やすらぎ苑条例施行規則第 20 条第 2 項の規定である会議の開催要件を満たしている。

<事務局>

柚山環境部次長 林地域環境課長 萩原課長代理 宮川主査

本委員会は非公開のため、傍聴者はなし

<次第>

- 1 開会
- 2 各委員・事務局の紹介
- 3 委員長及び副委員長の選出について
- 4 諮問について
- 5 選定方法(案)等について (事務局説明)
- 6 募集要項(案)について(事務局説明)
- 7 今後のスケジュールについて(事務局説明)

【配付資料】

- 資料 1 吹田市立やすらぎ苑指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料 2 吹田市立やすらぎ苑指定管理者の選定方法について (案)
- 資料 3-1 ~ 2 吹田市やすらぎ苑指定管理者募集要項 (案)、管理運営業務基本仕様書 (案)
- 資料 4-1 ~ 2 吹田市立やすらぎ苑条例及び条例施行規則
- 資料 5 吹田市立やすらぎ苑指定管理者募集スケジュール (案)

(議事概要)

事務局 開会のあいさつ

【委嘱状の交付】

【環境部次長挨拶】

【資料の確認】

【委員自己紹介、事務局職員自己紹介】

事務局 それでは、次第3の吹田市立やすらぎ苑指定管理者候補者選定委員会の委員長及び副委員長の選出へ移らせていただきます。吹田市立やすらぎ苑条例施行規則第19条第1項の規定で、本選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるとありますが、いかがいたしましょうか。

B委員 事務局に一任してはどうですか。

事務局 ただいま、事務局に一任という御発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

異議なしの声あり。

事務局 「異議なし」ということですので、事務局からご提案をさせていただきます。委員長にC委員、副委員長はD委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

異議なしの声あり。

事務局 「異議なし」ということですので、委員長はC委員、副委員長はD委員で決定したいと思います。お手数ですが、委員長、副委員長はお席の移動をお願いいたします。

事務局 それでは、委員長、副委員長ご就任のご挨拶を頂戴したいと思います。

【委員長挨拶】【副委員長挨拶】

事務局 ありがとうございます。これより会議の進行を委員長にお願いいたします。

委員長 それでは、会議を続けます。本日の出席者の状況の報告をお願いします。

事務局 本日の会議の出席者の状況を報告いたします。

本選定委員の総数5名中、出席者5名であり、吹田市立やすらぎ苑条例施行規則第20条第2項の規定により委員の半数以上の出席がございますので本選定委員会は成立していることを報告いたします。

委員長 それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。まず、次第4になりますが諮問を受けたいと思います。

環境部次長 【諮問書の手交】

委員長 【諮問書の受理】

【事務局より各委員に諮問書の写しを配布】

委員長 それでは、審議に入りたいと思います。委員の皆様には、忌憚のないご意見を願いますとともに、議事の進行のご協力をお願い申し上げます。まず本選定委員会の設置目的等について、ご説明願えますか。

事務局 設置目的について事務局から説明

委員長 それでは、次第5の選定方法（案）についての内容について説明してください。

事務局 資料2に基づき選定方法（案）について説明

委員長 ただいま説明がありました選定方法等につきまして、何か御意見・御質問等ございますでしょうか。

委員長 当案を承認することに異議はございませんでしょうか。

異議なしの声あり。

委員長 「異議なし」として、承認いたします。続きまして、次第6の募集要項（案）について事務局の方から説明をお願いします。

事務局 資料3-1に基づき募集要項（案）について説明

委員長 ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

A委員 募集要項の2ページ目の（2）管理業務の内容、ア一般管理業務（ウ）証明書発行及び同発行手数料収納業務とありますが、これが火葬料の収納になるのですか。

事務局 これはまた別でございまして、火葬場で火葬した後にお骨分けをする際に、誰のお骨かを証明する分骨証明というものを発行することがございまして、その際の証明書発行手数料となっております。

A委員 火葬料をもらったりはしないのですか。

事務局 火葬料につきましては、現行のまま、市にやすらぎ苑の使用申請を行っていただき、市で徴収することになっています。

A委員 分かりました。次に3ページ目の（3）自主事業について、この収入は指定管理者の収入となり、費用も事業者の負担になるということですか。

事務局 はい、そうです。

A委員 公の施設での自主事業について、条例改正はまた後でされるのですか。

事務局 条例の改正は必要ありません。指定管理者制度につきましては、使用料を全て指定管理者の収入とする利用料金制と使用料は市へ納入していただき、委託料については別途支払うというものがございまして、吹田市は後者を採用いたします。

A委員 徴収委託ということですか。

事務局 はい。先ほど説明いたしました証明書の発行手数料を徴収委託という形をとり、その収入については後程市へ納入していただきます。ただ、自主事業の部分につきましては、企業努力ということになりますので、経費は指定管理者の負担になりますが、収入も指定管理者の収入となりますので、内容についていろいろとご提案いただき行っていただければと思っております。

A委員 分かりました。それは吹田市が行っている事業ではなく、あくまで指定管理者の事業であるという位置付けですね。

事務局 ただ、事業を行う際には、内容について事前に市へ申請をいただいて市の承認を得ることが条件となっております。

A委員 分かりました。5ページ目（5）事業報告書等の提出において、毎年収支計算書を提出するという形ですが、剰余金が出る場合はどうなるのですか。

事務局 剰余金が発生する場合もあるかと思いますが、それは事業者の企業努力による部分ですので、精算は行わず事業者の収入としていただきます。

A委員 分かりました。次に6ページ目（7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又はその構成員は応募資格を有しないということなのですよね。例えば反社会勢力との取引がないかどうかは確認しないのですか。指定管理者が暴力団かどうかということだけでなく、反社会勢力と取引がないという条件がよくついたりするが、そこまでは求めていないという理解でよろしいですか。

事務局 こちらについてはそこまでは求めておりません。

A委員 大丈夫でしょうか。

B委員 おそらくそこまでいくと自己申告になると思うのですが。暴力団かどうかは警察に聞けば指定されているので、判明できると思うのですが、取引までしているかについて警察に照会できるのかどうかというところですよ。

- A委員 実際のところ自己申告になるのかなと思います。
- 続きまして、7委託料等（1）委託料において、指定管理業務に係る委託料は事業計画書に提示された金額と記載されていますが、収支計画書ではなく事業計画書に委託料を記載することになっているのですか。
- 事務局 委員がおっしゃいますように、事業計画書は提案内容を記載していただくものになっておりますので、委託料については様式第3号の収支計画書に記載いただいたものを基に決定いたします。表現が誤っておりましたので、収支計画書に改めさせていただきますと思います。
- A委員 分かりました。あと、7ページ目（3）リスク分担において、市と指定管理者の負担を決めているということですが、これは指定管理料と別途市が支出するというイメージですか。指定管理料の中で払ってくださいということですか。
- 事務局 それは指定管理料の中で払っていただきます。
- A委員 なるほど。それでは指定管理者の収支報告書の中に経費として書いていいというのはこの部分ということですね。
- 事務局 指定管理者が負担したということでありましたら、経費として挙げていただければいいかと思います。
- 委員長 ではその他何か御質問はございますでしょうか。
- B委員 4ページ目（2）指定管理者として果たすべき事項について、クの育児・介護への取り組みやセクシャルハラスメント防止対策の部分だけ、具体的な内容を事業計画書に記載することとなっておりますが、この部分は選定する際に配点としてどのあたりに該当させようと想定されているのですか。
- 事務局 委員御質問の箇所につきましては、13ページの選定基準の2（1）関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているか

という部分において、この項目を含めて評価していただければと思っております。

ただ、委員が御指摘のとおり、このクの項目だけ具体的な内容を事業計画書に記載することとなっていますので、他の項目とのバランスを考え具体的な内容を事業計画書に記載することという文言は削除させていただければと思います。

委員長 具体的な内容を事業計画書に記載することという一文を削除するということが、委員の皆様いかがでしょうか。

異議なしの声あり。

委員長 では、具体的な内容を事業計画書に記載することという一文を削除することを承認いたします。

B委員 もう一つ関連するところなのですが、5ページ目（6）その他について、指定管理者は、市が雇用しているやすらぎ苑の現職員の継続雇用の機会を設けるなど事業の円滑な移行に配慮することとあり、これは市にとっても現職員の雇用を継続することはいいことだと思うのですが、この部分は事業計画書のどこに記載することを想定しているのでしょうか。

事務局 14ページの選定基準4（2）事業計画に沿った管理を安定して行える人員資産その他の経営規模の部分で、アは人員資産についてのことで、イについては経営規模についての内容となっております。市では現在雇用しておりますやすらぎ苑職員は長年現場で培ってきた知識や経験がございますので、その人的資産を活用することをございましたら、選定基準4（2）アにおいて評価することができると思います。また、各業務に精通した人員を活用し効率的な運営を提案いただくということをございましたら、選定基準3（1）効率的な各業務の運営計画が提案されているかという部分で評価をおこなうことができると考えております。

B委員 次に6ページ7委託料等（1）委託料の金額の考え方について、計画的に金額が上がっていくのは分かりよいのですが平成32年度から平成33年度にかけて金額が若干下がっている理由を教えてください。

事務局 平成32年度につきましては、フロン排出抑制法に基づき3年に1度、やすらぎ苑の対象となる空調設備のフロンの定期点検が必要となっております。次回の平成32年度に本年度の契約金額を基に41,000円を計上させていただいております。

B委員 この時だけ費用がかかるということですね。分かりました。
先ほどの暴力団の件についてですが、他の様式を見ていると、申請者の中の会社である場合、役員顧問を含めて暴力団員でないということと、暴力団密接関係者でないという文言を使って誓約書を書いています。密接関係者というのをどこまで調べるのかは難しいのですが、後で虚偽と分かれば許可が取り消されます。

A委員 吹田市として誓約書をとっておいた方がいいのではないのですか。

B委員 吹田市もいろんな手続きの際に取られているものがあるのではないですか。そのあたりを参考にされたらいいのではないですか。

事務局 吹田市における契約の際でも500万円以上の契約につきましては、そういった誓約書をとることとなっておりますので、それを参考にさせていただきます。今回の指定管理者の公募につきましても、そういった誓約書を徴収するように検討させていただきたいと思います。

A委員 分かりました。

D委員 5ページの5応募資格のところですけど、先ほど御説明いただいた時に、火葬場運営に係る指定管理業務を2年以上行った経験を有する者。そのあとに火葬場の管理運営業務に関し知識を有する者とありますが、ここは「又は」ですか「かつ」ですか。

事務局 団体でないと応募できないということになっておりますので、「かつ」になります。

D委員 ということは火葬場の運営に携わっていない業者はだめということですか。

事務局 その場合は他の火葬場の運営に携わっている事業者と共同企業体を組んでいただければ、団体として応募していただけます。

D委員 表現を明確にしておいた方がいいと思います。

事務局 分かりました。

委員長 その他に御質問はいかがでしょうか。

では、いろいろ意見がございましたが、今出ましたご意見に基づき、事務局の方で手直しいただくということで当案を承認することに異議はございませんでしょうか。

異議なしの声あり

委員長 では異議なしとして承認いたします。

続きまして次第7の今後のスケジュールについて事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 **資料5**に基づき今後のスケジュールについて説明

委員長 ありがとうございます。ただいま説明がありました今後のスケジュールにつきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、その他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 本日の選定委員会の内容につきましては、選定結果が出た段階で、委員名簿、議事録、審査結果等が公表となります。

ただし、議事録、採点表は匿名とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、第2回選定委員会の日程につきましては、スケジュール（案）にありまし

たように、10月上旬を予定しております。後日、また日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

では、他に何かございますでしょうか。

本日の会議はこれで終了したいと思います。

本日は、どうもお疲れ様でした。